

学校施設（体育館・運動場）使用規定

一、南あわじ市立学校施設の開放に関する条例に基づき、学校教育に支障のない範囲で許可する。

二、体育館の使用にあたっては、次の諸事項を厳守しなければならない。

1、使用届出について

- ・団体登録（市内に在住又は在勤の方で成人の代表者を含む団体で登録）のうえ、教育委員会の許可を受けなければならない。
- ・使用責任者は、使用する日の5日前まで、必ず教育委員会に届出（原則WEB予約）し、許可を受けること。

2、使用の厳守事項

- ・使用時間 学校教育に支障のない範囲で午後10時まで
- ・**禁止事項** **喫煙（学校敷地内は全面禁煙）、土足での使用、火気の使用、体育館フロアでの飲食**
- ・設備の準備は、使用者で行い、使用後は必ず点検・片付け・清掃整頓をする。

3、使用後の点検事項

- ・水道、電気（消灯）、戸締りを点検し確認する。
- 4、建物及び用具を破損しないように注意し、もし破損紛失等あった場合は学校に直ちに報告し、修理又は弁償すること。

三、右記の使用規定に違反した場合は、以後の使用を許可しないこともある。

南あわじ市教育委員会